

前文には、この^{じょうれい}条例全体を通じた
大切な^{ないよう}内容が書かれています。



^{じょうれい}「条例」とは

^{じょうれい} 条例は、^{しみん} 市民が守らなければなら
ない決まりごとなどを定めたもの
です。

わたしたちが住んでいる大分市
など地方^{こうきょうだんたい}公共団体では^{じょうれい} 条例を定め
ることができます。



前文（^{ようやく}要約）

子どもは、^{たから} 社会の宝であり、一人ひとりが、^{そんざい} かけがえのない存在
です。

子どもが、^{ちいき} 家庭や学校、^{ゆた} 地域のぬくもりと^{しぜん} 豊かな自然の中で、安全
で安心して、^の 伸び^の 伸びと遊び、^{あひ} 学び、^{ゆめ} 集い、^{きぼう} 夢と希望を持ちながら、
ふるさと^{あひ} おおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことを
みんなが^{ねが} 願っています。

子どもと向き合い、その思いを受け止め、社会全体で子どもの
^{いくせい} 育成を^{しえん} 支援していくことが大切です。

すべての子どもが^{すこ} 健やかに育つ社会になるよう、市の決まりごと
^{じょうれい} (条例)をつくりました。